

事務連絡  
令和4年2月15日

各学校長 様  
各給食主任 様

四万十市教育委員会

### 出席停止に係る学校給食費の取り扱いについて

平素より学校給食の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
標題の件につきましては、下記のとおり取り扱いとなりますので、ご対応の程よろしくお願いたします。

#### 記

#### 【出席停止に係る学校給食費の取り扱い】

指導要録上、 「出席停止・忌 引等の日数」の 欄に記入する もの	(1) 学校保健安全法 第 19 条の規定に基づ く出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・(レベル2や3の地域において) 同居の家族 に発熱等の風邪の症状がみられる者	<u>欠食の対象</u>
	(2) 「非常変災等児 童生徒又は保護者の 責任に帰すことがで きない事由で欠席し た場合などで、校長が 出席しなくてもよい と認めた日」として扱 う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべき でないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生 徒等について、生活圏において感染経路が不明な患 者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や 基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に 手段がない場合など、合理的な理由があると校長が 判断する場合	<u>欠食の対象外</u>

※1 『学校保健安全法第19条に基づく出席停止』に係る学校給食費の欠食の対象者は  
児童・生徒のみで、教職員は該当しません。

※2 上記(2)のとおり、校長の判断により出席停止となった児童生徒の内、『コロ  
ナ不安等による自己都合での欠席』は欠食の対象となりませんのでご留意下さい。

【別紙1】

学校保健安全法第19条に基づく出席停止に係る報告期日（学校給食費の欠食）

対 象 期 間			報告期日
令和4年2月1日（火）	～	令和4年2月10日（木）	<u>2月24日（水）</u>
令和4年2月14日（月）	～	令和4年2月18日（金）	<u>2月24日（木）</u>
令和4年2月21日（月）	～	令和4年2月25日（金）	<u>3月2日（水）</u>
令和4年2月28日（月）	～	令和4年3月4日（金）	<u>3月9日（水）</u>
令和4年3月7日（月）	～	令和4年3月11日（金）	<u>3月16日（水）</u>
令和4年3月14日（月）	～	令和4年3月18日（金）	<u>3月23日（水）</u>
令和4年3月22日（火）	～	令和3年3月25日（金）	<u>3月29日（火）</u> <u>※厳守</u>

【留意事項】

★該当者数の増加や業務量過多により期日内の報告が難しい場合は、可能な範囲で速やかに、ご報告をお願いいたします。3/29（火）の報告は、期日厳守でお願いします。

【問い合わせ先】

四万十市教育委員会事務局 学校教育課 学校給食係

◎スクールミールひがしやま Tel31-0990

◎スクールミールなかむらみなみ Tel35-1330

◎スクールミールぐどう Tel31-1565

## 【関連法令抜粋(参考資料)】

### ◎学校保健安全法

#### (定義)

**第二条** この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「**児童生徒等**」とは、**学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生**をいう。

#### (出席停止)

**第十九条** **校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。**

#### (臨時休業)

**第二十条** 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

### ◎学校保健安全法施行規則

#### (感染症の種類)

**第十八条** 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)

二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

#### (出席停止の期間の基準)

**第十九条** 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

イ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで。

ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

#### ◎四万十市立学校給食センター管理及び運営に関する要綱

(給食費の精算)

第 32 条 四万十市長は、給食費を給食食材の購入に使用し、徴収した給食費に過不足が生じた場合は、還付又は追加徴収することができるものとする。

2 次の各号に該当するものは、精算の対象となる欠食として取扱うことができる。

(1) 引き続き 3 日以上欠食した場合において、3 日前までに欠食の届出があったもの又は事後に教育委員会が承認したもの

(2) 学校行事による欠食で、2 週間前の水曜日までに届出があったもの

(3) 月途中での転入、転出によるもの

(4) 天災その他やむを得ない理由によるもの

(5) 学校保健安全法第 19 条により、出席停止となったもの

